

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

目次

●農地法第三条第二項第五号の農地の権利取得面積及び同法第六条第一項第二号の小作地保有面積の一部改正	五〇一
（県例規集登載）	
○平成十七年度第三次自衛官募集	五〇二
○平成十七年度第四次自衛官募集	五〇二
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	五〇三
●公 告	
○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	五〇三
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧	五〇三
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認	五〇三
○鳥獣保護区の保護に関する指針案の縦覧	五〇三
○鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針案の縦覧	五〇四
○鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	五〇四
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	五〇四
○岡山県自然環境保全審議会からの答申	五〇四
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	五〇五
○大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧	五〇五
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の公表	五〇六
○政治団体の代表者等の異動	五〇七
○政治団体の解散	五〇九
○資金管理団体の名称等の公表	五〇九
○資金管理団体の届出事項の異動	五〇九
○資金管理団体の指定取消し	五〇九
公安委員会	
○岡山県道路交通法施行細則の一部改正	五二
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正	五二
（以上県例規集登載）	
○運転免許試験実施場所の指定の一部改正	五三

告 示

●岡山県告示第四百二十一号
昭和三十四年岡山県告示第二百八十八号（農地法第三条第二項第五号の農地の権利取得面積及び同法第六条第一項第二号の小作地保有面積）の一部を次のように改正し、平

成十七年八月一日から施行する。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一の表倉敷市の項中「旧豊州村」を「旧豊洲村」に改め、「旧茶屋町」の下に「旧二万村、旧箭田村」を加え、「旧中床村」を「旧中庄村」に改め、「旧庄村」の下に「旧川辺村、旧岡田村、旧蘭村、旧呉妹村」を、「うち大字道口」の下に「旧船穂町」を加え、同表中船穂町の項及び真備町の項を削る。

二の表倉敷市の項中「昭和二十五年八月三十一日現在の倉敷市」を「旧倉敷市」に改め、「旧庄村」の下に「旧川辺村、旧岡田村、旧二万村、旧箭田村、旧蘭村」を加え、「昭和三十一年三月三十一日現在の玉島市」を「旧琴浦町、旧玉野市、旧郷内村、旧玉島町、旧長尾町、旧富田村、旧黒崎村、旧船穂町、旧呉妹村」に改め、同表中船穂町の項及び真備町の項を削る。

●岡山県告示第四百二十二号

防衛庁において二等陸士、二等海士又は二等空士として採用する自衛官の平成十七年度第三次募集の要領は、次のとおりである。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 採用自衛官の区分

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 応募資格

採用予定月の一現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に定める欠格条項に該当しない男子

三 募集期間

平成十七年七月一日から平成十七年九月一日まで

四 採用試験

- 筆記試験
- 身体検査
- 口述試験
- 適性検査

五 採用試験期日及び試験場

1 試験期日
平成十七年九月二日及び九月三日

2 試験場

岡山第二合同庁舎

（岡山市下石井一四一）

電話 〇八六一二二六〇三六一

六 県内採用予定人員

二等陸士、二等海士、二等空士合わせて約十五名

七 採用予定月
平成十七年十月下旬

八 その他
詳細については、市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方連絡部、同部出張所若しくは同部募集事務所に問い合わせること。

電話 自衛隊岡山地方連絡部

自衛隊岡山地方連絡部津山出張所

〇八六―二二六―〇三六一
〇八六―二二一―五五三七

自衛隊岡山地方連絡部岡山募集事務所

〇八六―二二四―二八二四

自衛隊岡山地方連絡部倉敷募集事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方連絡部高梁募集事務所

〇八六―二二一―二二三四

自衛隊岡山地方連絡部西大寺募集案内所

〇八六―九四三―八六七〇

●岡山県告示第四百二十三号

防衛庁において二等陸士、二等海士又は二等空士として採用する自衛官の平成十七年度第四次募集の要領は、次のとおりである。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 採用自衛官の区分

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 応募資格

採用予定月の一現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に定める欠格条項に該当しないもの

三 募集期間

1 男子 平成十七年七月一日から平成十七年九月二十七日まで

2 女子 平成十七年八月一日から平成十七年九月八日まで

四 採用試験

1 筆記試験

2 身体検査

3 口述試験

4 適性検査

五 採用試験期日及び試験場

1 試験期日

ア 男子 平成十七年九月二十八日から九月三十日までの間のうち二日

イ 女子 平成十七年九月二十五日及び九月二十六日

2 試験場

ア 岡山第二合同庁舎（男子・女子）

（岡山市下石井一四一）

電話 〇八六―二二六―〇三六一

イ 津山総合福祉センター（男子）

（津山市山北五二〇）
電話 〇八六―二二一―五五三〇
ウ 高梁募集事務所（男子）
（高梁市中原町一四二〇一）
電話 〇八六―二二一―三二四

六 県内採用予定人員

1 男子 二等陸士 約四十名

二等海士 約十名

二等空士 約十名

2 女子 二等陸士、二等海士、二等空士合わせて約五名

七 採用予定月

平成十八年三月下旬から四月上旬

八 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方連絡部、同部出張所若しくは同部募集事務所に問い合わせること。

電話 自衛隊岡山地方連絡部

自衛隊岡山地方連絡部津山出張所

〇八六―二二六―〇三六一
〇八六―二二一―五五三七

自衛隊岡山地方連絡部岡山募集事務所

〇八六―二二四―二八二四

自衛隊岡山地方連絡部倉敷募集事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方連絡部高梁募集事務所

〇八六―二二一―二二三四

自衛隊岡山地方連絡部西大寺募集案内所

〇八六―九四三―八六七〇

●岡山県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業（岡山公共下水道）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
岡山市	岡山県南広域都市計画下水道事業 岡山公共下水道	昭和二十七年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで	収用の部分 平成十七年岡山県告示第百七十七号の事業地に目黒町、長利、中尾、沼、西大寺、中野及び田益を追加する使用の部分 なし

公 告

〔三六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字西竹原一三一一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原七〇

美甘 伸行

美甘 由美

三 許可番号

岡山県指令建指第八五八号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字東前田一〇三五二、一〇三六二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音上中島四二一一 エクメーネA二〇二

小西 雅也

三 許可番号

岡山県指令建指第八五七号

〔三七〕 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、岡山市から、岡山県南広域都市計画公園に係る都市計画の変更の図書の写しの送付があったので、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 都市計画を変更する土地の区域

名 称	追 加 す る 部 分	削 除 す る 部 分
二・二・岡八 下石井公園	岡山市幸町の一部	岡山市幸町の一部

二 都市計画の変更年月日

平成十七年六月十五日

三 縦覧場所

岡山県庁土木部都市局都市計画課
なお、原本は、岡山市役所都市整備局都市開発部都市計画課において縦覧に供する。

一 都市計画を変更する土地の区域

名 称	追 加 す る 部 分	削 除 す る 部 分
二・二・岡一六五 七区街区公園	なし	なし
二・二・岡一六六 川張街区公園	なし	なし
五・四・岡五 灘崎町総合公園	なし	なし

二 都市計画の変更年月日

平成十七年六月十五日

三 縦覧場所

岡山県庁土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市役所都市整備局都市開発部都市計画課において縦覧に供する。

〔三七〕 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 農地保有合理化事業を行う者の名称

財団法人加茂川町せんたろう公社

二 変更する農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業
研修等事業

三 変更承認年月日

平成十七年六月十四日

〔三七〕 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を指定するため、同条第四項の規定により、指針案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区の保護に関する指針の案について意見を有する区域住民及び利害関係人は、同法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月二十八日

一 鳥獣保護区の名称 岡山県知事 石 井 正 弘

高梁美しい森鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月二十八日から同年七月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県生活環境部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県生活環境部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林課及び同局高梁支局地域農林水産室森林課に備え置いて縦覧に供する。）

（三七）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指針案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域住民及び利害関係人は、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

奥津鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月二十八日から同年七月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県生活環境部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林課（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県生活環境部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林課に備え置いて縦覧に供する。）

（三六）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定について公聴会を開催する。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 日時 平成十七年七月十九日 午前十時三十分

二 場所 岡山県備中県民局高梁支局

三 案件 高梁美しい森鳥獣保護区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 二〇〇ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県生活環境部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林課及び同局高梁支局地域農林水産室森林課に備え置いて縦覧に供する。）

（三七）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を開催する。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 日時 平成十七年七月二十日 午前十時三十分

二 場所 岡山県美作県民局

三 案件 奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 七〇ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県生活環境部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林課に備え置いて縦覧に供する。）

（三六）岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 諮問年月日

平成十七年六月二十日

二 答申を受けた年月日

平成十七年六月二十日

三 諮問及び答申の事項

温泉動力装置に係る許可（株式会社湯郷驚温泉）について
その他

四 諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県美作県民局勝英支局において閲覧することができる。

（三七）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

高齡者と痴呆の人のケアを大切にする会

三 代表者の氏名

岡本 俊彦

四 主たる事務所の所在地

岡山市福富西一丁目一四番三号

五 定款変更の内容

1 名称の変更

名称を、ライフサポートに改める。

2 定款中の用語の変更

「痴呆」を、「認知症」に改める。

（三七）大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 食材や岡山西店・ザグザグ西長瀬店

所在地 岡山市西長瀬二二八一ー一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 はるやま商事株式会社

住所 岡山市表町一丁目二番三号

代表者の氏名 代表取締役社長 治山 正史

(2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市江崎八三ー四

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 はるやま商事株式会社

住所 岡山市表町一丁目二番三号

代表者の氏名 代表取締役社長 治山 正史

(2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市江崎八三ー四

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年二月十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百八十三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 八十一台

(2) 駐輪場の収容台数 五十一台

(3) 荷さばき施設の面積 二十七・三平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十・五立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時（ただし食材や岡山西店は午後八時）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十時三十分まで（ただし第二駐車場は午後十時まで）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十七年六月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月二十八日から平成十七年十月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課

選挙管理委員会

●岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
平成十七年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長

水

川

武

司

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

安東てつや後援会	安東哲矢	成田永康	和気郡和気町和気二六六一五	平成一七・三・一一
伊東恭一後援会	岡田亘司	伊東稔江	真庭郡美甘村美甘二三二〇一五	三・二八
井藤文仁後援会	三町喜隆	三町喜隆	〃 八束村上長田二〇二	三・二三
井上もとくに後援会	井上礎邦	井上喜隆	〃 八束村上長田二〇二	三・三一
入澤広成後援会	山本和生	入澤広成	真庭郡八束村上長田一八六〇	三・三七
内田美千子後援会	山崎勝右	宮本幸枝	井原市上出部町一一四	三・三〇
岡崎正裕後援会	岡崎正裕	岡崎政美	英田郡美作町北原三二二一	三・三一
岡本泰介後援会	岡本孝道	井口洋子	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
岡山県地域開発同志会	藤原茂夫	藤原茂夫	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
奥村たかゆき後援会	藤原茂夫	山本一司	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
小田やすふみ後援会	土井晴市	矢萩政明	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
寒竹ひさし後援会	寒竹昭則	鳥越政学	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
小郷昌一後援会	小郷昌一	小堀稔	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
小谷孝佳後援会	小谷一二治	野島一三	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
柴田巧後援会	黒木良策	柴田一三	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
庄司一孝後援会	黒木良策	柴田一三	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
だいぶつ祐後援会	中江賢一後援会	中江照勝	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
難波弘後援会	岡江忠義	佐藤勝子	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
西村宏後援会	清水文義	西村美智子	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
西元進一後援会	宮元文敏	西村美智子	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
はつもと勝後援会	初本勝敏	初本初枝	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
樋元弘一後援会	春名敏勝	佐住寛	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
松尾誠司後援会	植木俊司	久宗実	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
松島啓後援会	松島啓	松島啓	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
松田いさお後援会	大田史郎	岩崎清枝	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
美甘のりよし後援会	大田史郎	美甘清枝	〃 美作町明見三三八一四	三・二一
宮崎邦人後援会	大田史郎	宮崎邦人	〃 美作町明見三三八一四	三・二一

躍動 21

山田はるみ後援会

山本宏治後援会

山本良夫後援会

若林さとの後援会

●岡山県選挙告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成十七年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水川武司

一 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県久米郡第一支部

自由民主党岡山県歯科技工士会支部

自由民主党岡山県石油販売業支部

自由民主党加茂川支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

自由民主党山陽支部

歳森紘康

山田春美

山本宏治

立田昭夫

西條昭司

谷口智英

山田孝文

河本信男

山本鈴子

西條昭司

岡山市西大寺南二一九一八

阿哲郡大佐町田治部二八三七一一

久米郡美咲町里九一四一一

真庭郡川上村上福田七四七

児島郡灘崎町彦崎一三八二一一

異動事項

主たる事務所の所在地

会計責任者

代表者

代表者

政治団体の名称

主たる事務所の所在地

政治団体の名称

主たる事務所の所在地

会計責任者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

新

久米郡美咲町原田二一九六一

木下千秋

吉延四郎

久戸瀬浩

自由民主党加茂川支部

加賀郡吉備中央町尾原一一五六

自由民主党山陽支部

赤磐市西中八一七

末長慎一

新

岡山市妹尾八一九一一二一A

綾伸介

今井常祐

宇野俊市

阿哲郡大佐町小阪部二〇三九

宮崎哲彦

赤磐市上市三三二

真庭市湯原温泉九〇

浅口郡寄島町七五四〇一三五

中西美治

難波健

村上進通

木村和子

藤原和子

太田富雄

片岡茂夫

旧

久米郡中央町原田二一九六一

細田均

吉川一之

安延興亜

自由民主党加茂川町支部

御津郡加茂川町尾原一一五六

自由民主党岡山県支部連合会山陽町支部

赤磐郡山陽町西中八一七

福井正樹

旧

岡山市撫川一二三三六

松香久夫

竹井勝

宇野睦

阿哲郡大佐町小阪部二四四六一

矢庭政史

赤磐郡山陽町上市三三二

真庭郡湯原町湯本九〇

浅口郡寄島町三〇〇四一一

秋田森三

秋山昌司

岡田毅

秋田哲二

柿本三恵子

佐々木米蔵

武田節夫

届出年月日

平成一七・三・二三

三・二四

三・三〇

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

三・二五

加藤公彦後援会	主たる事務所の所在地	御津郡御津町野々口一五一〇一	御津郡御津町野々口一五一〇一	三・一四
加藤六月後援会	〃	倉敷市昭和二一三コスモビル三〇六	倉敷市幸町七四一〇一	三・三一
金谷光二後援会	政治団体の名称	金谷光二後援会	新風の会	三・九
川澄章子後援会	主たる事務所の所在地	赤磐市桜が丘東四一四一三〇	赤磐郡熊山町桜が丘東四一四一七六	三・七
〃	代表者	渡辺康夫	渡辺美夏子	〃
河田ひろし後援会	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町古川三三〇一六	苫田郡鏡野町古川三九七	三・二八
川端恵美子後援会	主たる事務所の所在地	勝田郡勝田町大町二四一	勝田郡勝田町長谷内二四八	三・一六
絹田和昭後援会	主たる事務所の所在地	瀬戸内市邑久町本庄二六四六	邑久郡邑久町本庄二六四六	三・一
木村晴子後援会	〃	角房澄恵	島津泰子	三・二五
〃	会計責任者	倉敷市浜町二一四	倉敷市阿知一四	〃
倉敷維新の会	主たる事務所の所在地	岡山市御津金川二七一三	御津郡御津町金川二七一三	三・一四
クリエイトみつ21	〃	中原哲夫	奥野政江	三・二三
〃	代表者	山川幸信	山下勝己	〃
黒神陽一後援会	代表者	中西光博	山川幸信	〃
〃	会計責任者	久米郡美咲町原田二九六一	久米郡中央町原田二九六一	〃
小枝ひでのり後援会	主たる事務所の所在地	三村豊子	新中淑弘	三・二九
三峰会	代表者	田澤恵	上田正人	三・一六
しげた陽子後援会	代表者	堀求	佐々木角朗	三・四
重森計己後援会	会計責任者	和気郡和気町田原下一二九九	和気郡和気町田原下一四〇二二	三・一〇
杉本春山後援会	主たる事務所の所在地	額田善之	藤原正己	〃
〃	代表者	政治結社闘義塾	闘義塾	三・三〇
政治結社闘義塾	政治団体の名称	杉本始	西萬博明	〃
〃	会計責任者	岡山市妹尾二五七九一三〇八	岡山市平井六四一六二〇二	三・一一
政治結社武東塾	主たる事務所の所在地	山口大輔	久保井剛	〃
〃	代表者	〃	〃	〃
政治団体英学党	〃	渡辺祐一	森定誠	三・三一
星話塾	〃	田上雅敏	山脇敏三	三・一五
全国小売酒販政治連盟岡山県支部	代表者	多田駿	芝村哲三	三・一四
全国社会保険推進連盟岡山県支部	〃	藤田溥	本行弘士	三・一
大日本新政会岡山県本部	会計責任者	長瀬俊彦	小谷良則	三・二八
〃	〃	小谷良則	長瀬俊彦	三・二九
田口桂一郎後援会	代表者	杉本正彦	田口桂一郎	三・二五
田辺隆則後援会	主たる事務所の所在地	井原市芳井町吉井四〇二四一三	後月郡芳井町花滝一〇一四	三・二四
為本けいじ後援会	〃	苫田郡鏡野町富西谷二一四一	苫田郡富村町富西谷二一四一	三・二三
寺門正人後援会	会計責任者	寺門弘子	寺角清	三・三一
電機連合岡山政治活動委員会	〃	前田薫	立石和之	三・二
ときめき玉野フォーラム21	主たる事務所の所在地	玉野市宇野一〇一一	玉野市田井六七一八	三・一五
中原哲夫後援会	〃	岡山市御津金川二七一	御津郡御津町金川二七一	三・二三

509

倉本淳子後援会
小林勇作後援会
白瀬武久後援会
住み続けたいまち倉敷をつくる会
染山朝子後援会
たかはし雅広後援会
立木ともお後援会
福井和男後援会
中田たけし後援会
平上一孝後援会
法道会
松井健治後援会
美甘あきら後援会
道広裕後援会
宮崎孝司後援会
宮本俊朗君の政治活動を支援する会
山本眞澄後援会
山本守後援会
横内久明後援会

●岡山県選管告示第五十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
平成十七年六月二十八日

安部甲子	和延平	山本定義	上西孝道	鈴木鹿一	谷本尚	樋口満	岩藤正吾	上西孝道	藤森典	立木大寿	松井正	渡辺洋一	坂本昌昭	森下昌昭	水島徳義	小林駿介	加藤廣	定岡辰監
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇・三二	一二・三一	一二・三二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七・三・一	一六・二・二〇	一五・一〇・一	一六・二・三一	一七・三・九	一七・二・二八	一六・九・一〇	一七・三・一	〃

岡山県選挙管理委員会

委員長

水川武司

資金管理団体の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

届出年月日

安東哲矢 和気町議会議員 安東てつや後援会
松田勲 赤磐市議会議員 松田いさお後援会

和気郡和気町和気二六六―五
赤磐市桜が丘西四一九―一六

安東哲矢
松田勲

平成一七・三・一一
〃

●岡山県選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
平成十七年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長

水川武司

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

綾大介

岡山県議会議員

あや大介後援会

主たる事務所の所在地

岡山市妹尾八一九―一―二一A

岡山市撫川一二三三―一六

小枝英勲

〃

美作政経懇話会

〃

久米郡美咲町原田二二九六―一

久米郡中央町原田二二九六―一

中原哲夫

岡山市議会議員

クリエイティブみつ21

公職の種類

岡山市御津金川二七一―三

御津郡御津町金川二七一―三

西岡憲康 備前市長 西岡のり康後援会 公職の種類 備前市長
 福田通雅 玉野市長 県政問題研究会 〃 玉野市長
 山根敬則 〃 やまね会 主たる事務所の所在地 玉野市宇野一―一―一
 日生町長
 岡山県議会議員
 玉野市田井六―七―八

●岡山県選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
 平成十七年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長

水川武司

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくな
 った旨の届出年月日

立木 大 夫	高 梁 市 長	法 道 会	高梁市向町二二	立木 大 夫	平成一七・三・二八
中田 武 志	倉 敷 市 長	倉敷の未来をつくる会	倉敷市美和二―一三―二二	中田 武 志	〃 三・三一

公 安 委 員 会

●岡山県公安委員会規則第十号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十七年六月二十八日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
 別表第五の項及び第二十五の項中「浅口郡船穂町大字船穂」を「倉敷市船穂町船穂」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

●岡山県公安委員会規則第十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十七年六月二十八日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

第一条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七号の表山手駐在所の項中「宿」の下に「、西坂台」を加える。

第二十号の表落合駐在所の項中「垂水」を「落合垂水」に改める。

第二条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三号の表新倉敷駅前交番の項中「浅口郡船穂町のうち大字船穂」を「船穂町船穂」に改め、同表船穂駐在所の項中「浅口郡船穂町大字船穂」を「倉敷市船穂町船穂」に、
 「浅口郡船穂町のうち大字柳井原、大字水江、大字船穂」を「倉敷市のうち船穂町柳井原、船穂町水江、船穂町船穂」に改める。

第十七号の表真備交番の項中「吉備郡真備町大字箭田」を「倉敷市真備町箭田」に、「吉備郡真備町のうち大字箭田、大字服部、大字上二万、大字下二万、大字尾崎、大字妹、大字市場、大字有井」を「倉敷市のうち真備町箭田、真備町服部、真備町上二万、真備町下二万、真備町尾崎、真備町妹、真備町市場、真備町有井」に改め、同表川辺交番の項中「吉備郡真備町大字川辺」を「倉敷市真備町川辺」に、「吉備郡真備町のうち大字川辺、大字岡田、大字辻田」を「倉敷市のうち真備町川辺、真備町岡田、真備町辻田」に改め

る。

第三条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。

第七号の表佐伯駐在所の項中

和気郡佐伯町矢田二八一の一

和気郡佐伯町

を

和気郡和気町矢田二八一の一

和気郡和気町のうち津瀬、米澤、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田、岩戸、田土、丸山、南山方、塩田、奥塩田、北山方、苦木

に改める。

第四条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三号の表寄島交番の項中

浅口郡寄島町一六〇二〇

浅口郡寄島町

を

浅口市寄島町一六〇二〇

浅口市のうち寄島町

に改め、同表

鴨方交番の項中「浅口郡鴨方町大字鴨方」を「浅口市鴨方町鴨方」に、「浅口郡鴨方町のうち大字鴨方、大字深田、大字本庄、大字地頭上、大字益坂、大字六条院東、大字六条院中、鳩ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘二丁目、鳩ヶ丘三丁目、鳩ヶ丘四丁目、大字六条院西」を「浅口市のうち鴨方町鴨方、鴨方町深田、鴨方町本庄、鴨方町地頭上、鴨方町益坂、鴨方町六条院東、鴨方町六条院中、鴨方町鳩ヶ丘一丁目、鴨方町鳩ヶ丘二丁目、鴨方町鳩ヶ丘三丁目、鴨方町鳩ヶ丘四丁目、鴨方町六条院西」に改め、同表金光駅前交番の項中

浅口郡金光町大字占見新田三三五の二

浅口郡金光町

を

浅口市金光町占見新田三三五の二

浅口市のうち金光町上竹、金光町下竹、金光町八重、金光町占見新田、金光町地頭下、金光町佐方、金光町須恵、金光町大谷

に改め、同表

小坂駐在所の項中「浅口郡鴨方町大字小坂西」を「浅口市鴨方町小坂西」に、「浅口郡鴨方町のうち大字小坂東、大字小坂西、みどりヶ丘一丁目、みどりヶ丘二丁目、みどりヶ丘三丁目、みどりヶ丘四丁目」を「浅口市のうち鴨方町小坂東、鴨方町小坂西、鴨方町みどりヶ丘一丁目、鴨方町みどりヶ丘二丁目、鴨方町みどりヶ丘三丁目、鴨方町みどりヶ丘四丁目」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十七年八月一日から、第三条の規定は平成十八年三月一日から、第四条の規定は同年三月二十一日から施行する。

●岡山県公安委員会告示第七十七号

平成十四年岡山県公安委員会告示第四十八号（運転免許試験実施場所の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月二十八日

岡山県公安委員会

表中

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、都窪郡、浅口郡、小田郡、吉備郡又は加賀郡吉備中央町（平成十六年九月三十日現在における上房郡賀陽町の区域に限る。）（以下この項において「特定地域」という。）に住所を有する者で、指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有するもの

を

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、都窪郡、浅口郡、小田郡又は加賀郡（以下この項において「特定地域」という。）に住所を有する者で、指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有するもの

に改める。

附 則

この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

●岡山県公安委員会告示第七十八号

平成十四年岡山県公安委員会告示第四十八号（運転免許試験実施場所の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月二十八日

表 中

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、都窪郡、浅口郡、小田郡又は加賀郡
（以下この項において「特定地域」という。）に住所を有する者で、指定自動車教習所の
発行する卒業証明書を有するもの

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡、小田郡又は
加賀郡（以下この項において「特定地域」という。）に住所を有する者で、指定自動車教
習所の発行する卒業証明書を有するもの

に改める。

附 則

この告示は、平成十八年三月二十一日から施行する。

岡山県公安委員会